

## 諮問事項 1

## クリーニング業法改正に伴う営業者の講ずべき措置について

## 1 背景

平成12年4月1日から、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体が住民に義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないこととなった(地方自治法第14条第2項)。

これに関連して、平成14年3月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」の中で、クリーニング業法が改正され、同法第3条第3項第6号に基づき、営業者がクリーニング所において講じる措置について、条例で定めることとなった。

## 2 条例化に対する考え方

営業者の講ずべき措置について、現在、都はクリーニング業法施行細則(昭和50年3月31日規則第81号、以下「細則」という。)で定めているところであるが、条例化に当たっては、衛生管理の確保や社会情勢の変化等の観点から、次のように整理すべきと考える。

## (1) 条例化が必要な事項

細則第7条第1号から7号までの規定(施設に対する必要な措置)は、クリーニング所における施設、設備等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理等について、従来から必要な措置としており、引き続き規定する必要がある。

## (2) 条例化が必要でない事項

細則第7条第8、9号の規定(業務従事者に対する必要な措置)は、「結核予防法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により法的整備がなされ、まん延防止等のための措置が講じられているので削除することが適当である。